

粗大ごみ手数料の改定について

1. 背景

当市の粗大ごみ収集は、平成13年10月から有料戸別収集方式を導入しました。その後、制度開始から12年後の平成25年12月に料金設定の大幅な改定を実施しています。そして、本年度で改定から同様に12年が経過しました。

この間、人件費や光熱費をはじめとする物価の高騰により、粗大ごみ処理手数料を定める「品目表」が、現実の消費生活に必ずしも適合していない状況がみられるようになっていきます。

さらに、粗大ごみ処理手数料の根拠となる処理経費についても、近年の物価高騰により、特に500円券の場合は、処理経費が手数料を上回る状況となっており、回収量が増えるほど歳出超過が拡大しています。

こうした粗大ごみ収集を取り巻く状況の変化を踏まえ、今回、粗大ごみ手数料の見直しを図るものです。

2. 主な変更点

粗大ごみについての「処理手数料」について、別添資料のとおり見直します。見直しをする品目及び料金設定の根拠については次のとおりです。

(1) 粗大ごみ処理手数料の見直しをする品目

別添【諮問資料1-2】のとおり

(2) 粗大ごみ処理手数料料金改定の根拠

① 現手数料計算の基本的な考え方

佐倉市、酒々井町清掃組合への搬入手数料（10kgごとに350円）を根拠としています。

$$10\text{ kg} = 350\text{ 円} \quad 1\text{ kg} = 35\text{ 円}$$

$$15\text{ kg} = 350\text{ 円} \times 15 / 10 = 525\text{ 円}$$

$$\dots 100\text{ 円未満切捨} = 500\text{ 円}$$

15kgの倍数ごとに金額設定

$$(15\text{ kg以下} = 500\text{ 円、} 15\text{ kg超} 30\text{ kg未満} = 1,000\text{ 円、}$$

$$30\text{ kg超} = 1,500\text{ 円})$$

② 近隣市町村の状況

令和7年12月現在

自治体名	料金 (:円)	条件
佐倉市	500・1000・1500	15kgにつき500円を基準として品目別に3段階
成田市	無料	1回につき3個まで
四街道市	800	基本料金800円+品目別処理手数料
八街市	550	1個あたり
印西市	無料	
富里市	3300	1回につき300kgまで⇒時期未定だが、 今後ステッカー方式変更を検討中
八千代市	300・600・900	規則で定める品目別に3段階
習志野市	600～3000	600円を基準とし、品目別に5段階
酒々井町	250・500	品目の大きさにより2段階
千葉市	390～1560	品目別に4段階

③ 手数料料金改定の根拠

佐倉市、酒々井町清掃組合への搬入手数料が変わっていないことから、手数料計算の基本的な考え方はそのままとします。

ただし、品目表のうち、収集運搬時や手選別作業時に手間のかかるものについて、500円から1,000円へあげることとしております。これらは、粗大ごみ収集運搬業者や手選別作業員に聞き取りをしたものです。

また、小型の品目を1,000円に上げたものについては、大型の品目について、併せて1,500円に上げることといたします。

サマーベッド、物干し台石無しについては、大きいものの搬入がほとんどであるという実績を参考に、2個あるいは2台まで500円だったものをそれぞれ1個あるいは1台につき500円としています。物干し台石付きについても、同様の理由にて、2台まで1,000円だったものを1台につき1,000円としています。